

令和 6 年 8 月 30 日
フローラル共済株式会社

令和 6 年台風第 10 号に伴う災害により被害を受けられた皆様 および

災害により被害を受けるおそれが生じている皆様へ 【 続報 】

このたびの令和 6 年台風第 10 号に伴う災害により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■今回追加で災害救助法が適用された地域は次の通りです。

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等
【静岡県】 静岡市（しずおかし） 浜松市（はままつし） 沼津市（ぬまづし） 熱海市（あたみし） 三島市（みしまし） 富士宮市（ふじのみやし） 伊東市（いとうし） 島田市（しまだし） 富士市（ふじし） 磐田市（いわたし） 焼津市（やいづし） 掛川市（かけがわし） 藤枝市（ふじえだし） 御殿場市（ごてんばし）	8月29日	令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。

<p>袋井市（ふくろいし） 下田市（しもだし） 裾野市（すそのし） 湖西市（こさいし） 伊豆市（いずし） 御前崎市（おまえぎし） 菊川市（きくがわし） 伊豆の国市（いずのくにし） 牧之原市（まきのはらし） 賀茂郡東伊豆町（かもぐんひがしいずちょう） 賀茂郡河津町（かもぐんかわづちょう） 賀茂郡南伊豆町（かもぐんみなみいずちょう） 賀茂郡松崎町（かもぐんまつざきちょう） 賀茂郡西伊豆町（かもぐんにしいずちょう） 田方郡函南町（たがたぐんかなみちょう） 駿東郡清水町（すんとうぐんしみずちょう） 駿東郡長泉町（すんとうぐんながいずみちょう） 駿東郡小山町（すんとうぐんおやまちょう） 榛原郡吉田町（はいばらぐんよしだちょう） 榛原郡川根本町（はいばらぐんかわねほんちょう） 周智郡森町（しゅうちぐんもりまち）</p> <p>【福岡県】</p> <p>久留米市（くるめし） 飯塚市（いづかし） 田川市（たがわし） 柳川市（やながわし） 八女市（やめし） 筑後市（ちくごし） 行橋市（ゆくはしし） 豊前市（ぶぜんし） 中間市（なかまし） 小郡市（おごおりし） 筑紫野市（ちくしのし） 春日市（かすがし） 大野城市（おおのじょうし） 宗像市（むなかたし） 太宰府市（だざいふし） 古賀市（こがし） 福津市（ふくつし） うきは市（うきはし） 宮若市（みやわかし） みやま市（みやまし） 糸島市（いとしまし） 糟屋郡志免町（かすやぐんしめまち） 糟屋郡新宮町（かすやぐんしんぐうまち） 糟屋郡粕屋町（かすやぐんかすやまち） 遠賀郡芦屋町（おんがぐんあしやまち） 遠賀郡水巻町（おんがぐんみずまきまち） 遠賀郡岡垣町（おんがぐんおかがきまち） 遠賀郡遠賀町（おんがぐんおんがちょう）</p>	<p>8月29日</p>	<p>令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p> <p>災害救助法第2条第2項適用</p>
---	--------------	--

<p>嘉穂郡桂川町（かほぐんけいせんまち） 三井郡大刀洗町（みいぐんたちあらいまち） 三潞郡大木町（みづまぐんおおきまち） 八女郡広川町（やめぐんひろかわまち） 京都郡荊田町（みやこぐんかんだまち） 京都郡みやこ町（みやこぐんみやこまち） 築上郡吉富町（ちくじょうぐんよしとみまち） 築上郡上毛町（ちくじょうぐんこうげまち）</p> <p>【大分県】</p> <p>大分市（おおいたし） 別府市（べっぷし） 中津市（なかつし） 日田市（ひたし） 佐伯市（さいきし） 臼杵市（うすきし） 津久見市（つくみし） 竹田市（たけたし） 豊後高田市（ぶんごたかだし） 杵築市（きつきし） 宇佐市（うさし） 豊後大野市（ぶんごおおのし） 由布市（ゆふし） 国東市（くにさきし） 東国東郡姫島村（ひがしくにさきぐんひめしまむら） 速見郡日出町（はやみぐんひじまち） 玖珠郡九重町（くすぐんここのえまち） 玖珠郡玖珠町（くすぐんくすまち）</p>	<p>8月29日</p>	<p>令和6年台風第10号に伴う災害により被害を受けるおそれが生じている。</p> <p>災害救助法第2条第2項適用</p>
--	--------------	--

以上

▼詳細は下記 URL をクリックしてご確認ください。

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

(内閣府ホームページ「災害救助法の適用状況」)

< お問い合わせ >

フローラル共済株式会社

 0120-26-8160 (通話無料)

受付時間 9:00~17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※携帯電話からもお掛けいただけます。